

執筆者:

E-mail✉ [伴 真範](#)

1. はじめに

連載第7回では、取締役及び取締役会について解説致します¹。

2. 取締役及び取締役会

(1) 取締役の権限

取締役の権限は、会社との合意に基づくものであり、取締役は、当該合意の範囲内で、かつ取締役会の管理監督の制限の下で、会社の事業活動その他一切の事項に関して管理運営する権限を有します。

(2) マネージング・ディレクター

マネージング・ディレクター(Managing Director)は、一般に、会社との契約、株主総会、取締役会、又は会社定款によって、会社に関する実質的な管理運営権限(売買、従業員の雇用等の一定の会社の方針を決定する権限)を授けられた者をいいます。また、一般に、マネージング・ディレクターは、書面の作成、株式証書への署名等の日常的な事務活動についても授けられます。

なお、ある会社のマネージング・ディレクター又はマネージャー(Manager)は、他の会社のマネージング・ディレクターに就任することができません。また、マネージング・ディレクターは、株主総会で再任されない限り、5年を超えて就任することはできません。

(3) 取締役の人数、資格要件等

非公開会社では、取締役2名以上が必要とされます²。取締役は、自然人のみが就任することができます。特定の規制業種を除き、原則として、取締役について国籍に関する資格要件はありません。但し、附属定款において記載がある場合、取締役は、所定の株式を保有することが必要とされる場合があります。なお、1人株主会社(OPC)の場合、1名の株主は、取締役に就任する必要があります。

上記にかかわらず、次の事由に該当する者は、取締役に就任することができません。

- (i) 心神耗弱(unsound)と裁判所に判断され、その状態が継続していること
- (ii) 免責等を受けられず支払不能であること
- (iii) 支払不能である旨の判断を受けるため申立て中であること
- (iv) 催告から6か月経過後においても未払いであること
- (v) 未成年であること

¹ なお、連載第1回乃至第6回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

² 公開会社では、3名以上の取締役が必要とされます。

(4) 取締役の選解任

取締役の選任及び解任は、株主総会における決議によって行われます。取締役の解任の場合、会社は、その任期の満了に先立ち、特殊決議によって当該取締役を解任することができ、代わりに新しい取締役を普通決議により選任することができます。

(5) 取締役会

a. 開催頻度・招集通知

取締役会は、少なくとも毎年 4 回、3 か月毎³に開催することが必要とされます。取締役会の招集通知期間は、一般に 7 日間とされています⁴。

b. 決議

附属定款等で別途定める場合を除き、取締役会の決議は、挙手による過半数の賛成が必要とされます。なお、会社法上、取締役会の定足数に関する規定はありませんが、モデル定款では、株主総会で別途定める場合を除き、取締役会の定足数は、2 名とされています。

c. 開催の方法

株主総会の開催と同様、一般にバーチャル方式による取締役会の開催も可能と考えられています。

また、決議書を回覧し、取締役の過半数の賛成により決議の成立を認める、いわゆる持ち回り決議も可能と考えられています。


d. 議事録

取締役会の議事の進行について議事を記録するために議事録を作成することが必要とされます。議事録が作成された場合、当該取締役会が適切に招集及び開催され、議事録に記載の手続が実施されたものとしてみなされます。

(次号に続く)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

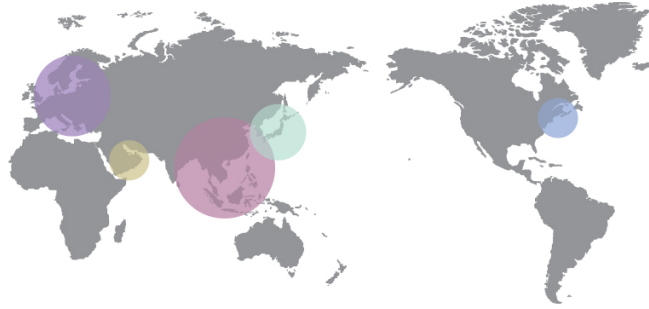
本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

³ 1 人株主会社(OPC)の場合、半年に 1 回とされています。

⁴ 会社法上、取締役会の招集通知期間に係る明示的な規定は見受けられません。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範
仁木寛志

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康
高木謙吾
中川佳宣
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介
梅田賢

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ *1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ilang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港) *2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀
パートナー 今泉勇
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

Last updated: 2022.4